

展示会・商談会

の費用を支援 します！



本事業は、橋本市の地場産品や特産品のブランド化、「はしもとブランド」の認知度向上などを図ることにより、市の産業のさらなる活性化と発展を目的としています。

申請期間

令和7年 **4月3日**（木）～
令和8年 **1月30日**（金）

補助率・補助上限額

補助率 **1/2**
補助上限額 **20** 万円

*予算の上限に達し次第終了

補助対象事業

- 自社製品を市外・オンラインの展示会、商談会等へ出展する事業
 - * 自社製品とは、橋本市内で、生産、加工又は製造しており、自社の名前で販売するものです。
 - * 販売を主目的にした物販等は対象外です。
 - * 補助対象期間は令和8年2月27日までです。
 - * 事業開始の1ヶ月前までに申請してください

補助対象者

- 中小企業者 または 農林水産業者
 - * 法人：市内に登録された本店または支店を有する
 - * 個人：市内に住所及び主たる事業所を有する



橋本市 産業振興課 産業支援係

TEL:0736 - 33 - 1247 MAIL:sangyo@city.hashimoto.lg.jp

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日は除く）



市 HP(展示会)

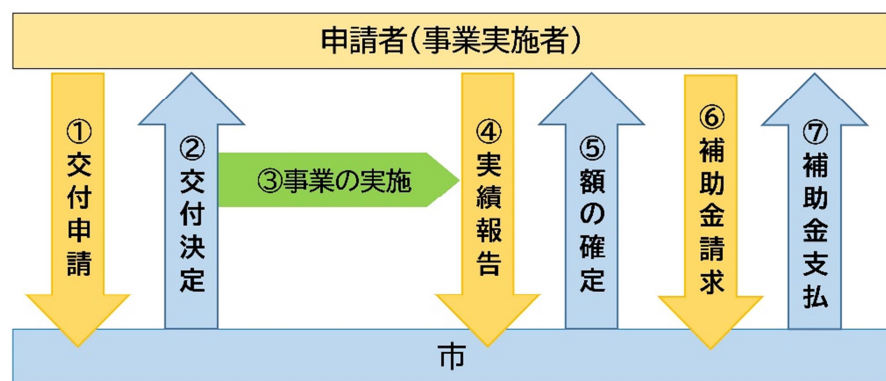
補助対象経費

① 出展料 出展小間料・出展登録料など、展示会等の出展に要する経費	② 展示装飾費 展示小間料以外に発生する、小間装飾等として支払われる経費	③ 委託費 事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
④ 借料 事業の遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費	⑤ 旅費 展示会等への出展に必要な旅費	⑥ 通信運搬費 展示会等に出展するために必要な物品・機材の輸送費として支払われる経費
⑦ 広報費 展示会等で使用するパンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等を活用するための経費(通常の営業活動で活用する経費は除く)	⑧ 雑役務費 展示会等の出展にあたり必要な業務を補助するため、補助事業期間中に一時的に雇い入れた者のアルバイト代等	

*補助対象となる経費は、次の条件をすべて満たすものとなります。

1. 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
2. 交付決定日以降の契約又は発注により発生した経費
3. 証拠書類等によって金額、支払い、内訳等が確認できる経費
4. 補助対象期間中に実施したことに要し、期間中に支払いまで終了する経費

事業実施の流れ



《注意事項》

①交付申請 ②交付決定

交付決定日以降に発生した費用が補助対象のため、余裕をもって申請してください。

③事業の実施

補助事業完了予定期日までに支払いまで完了

④実績報告実績報告

事業完了から1月以内または2月末日いずれか早い方までに報告

必ず「募集要項」をご確認ください！！



「未来へもっと 橋もっと」